男女共同参画推進センター運営委員会設置要綱

（目的）

第１条　多くの市民が男女共同参画を理解し，自主的な活動を展開する拠点施設として，また市民と行政の接点としての，男女共同参画推進センターの運営のあり方について，経済・社会構造の変化や市民ニーズをふまえた，幅広い意見を得るため，男女共同参画推進センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

（委嘱）

第２条　運営委員会の委員は市長が委嘱する。

（所掌事務）

第３条　運営委員会は，運営委員 10 人以内と男女共同参画課職員で，男女共同参画推進センターの運営にかかわる事項を協議する。

（任期）

第４条　委員の任期は 2 年とする。ただし，再任をさまたげない。

（庶務）

第５条　運営委員会の事務は，市民生活部男女共同参画課が担当する。

（その他）

第６条　その他，必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は，平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は，平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は，平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。